

いわき市青少年育成市民会議表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、いわき市内の青少年健全育成に功労のあった者並びに団体を表彰し、青少年の健全育成と青少年育成市民会議の発展に資することを目的とする。

(資格条件)

第2条 この表彰は、次の各号に該当する個人（故人を含む。）及び団体に対し行う。

- (1) 多年（10年以上）にわたり、本会活動において功労顕著な者
- (2) 活動成績が著しく優良な地区推進協議会及びその支部
- (3) その他特に会長が認めた者

(表彰の方法)

第3条 被表彰者は、会長、副会長及び理事会の推薦した者のうちから、表彰審査委員会に諮り、決定する。

(表彰審査委員会)

第4条 表彰審査委員会（以下「委員会」という。）は、会長、副会長、及び13地区推進協議会長をもって構成する。

2 委員会に委員長を置き、会長をもってこれに充てる。

(表彰の時期)

第5条 この表彰は、青少年育成市民会議総会において行う。ただし、特別の事情があるときは、その都度行うことができる。

附 則

この規程は、平成3年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月26日から施行する。